

## 経 緯

- 令和3年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列に飲酒運転のトラックが衝突し、5名が死傷する事故が発生
- 令和3年11月、安全運転管理者（※）に対するアルコール検知器の使用義務化規定を新設  
（当初、令和4年4月1日から施行する予定であったが、施行期日の延長を望む声を受け、同年10月1日施行に変更）
- 令和4年9月、アルコール検知器の供給状況等を踏まえ、同規定をさらに改正し、当分の間、その施行を延期

（※）道路交通法上、一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者が、事業所等ごとに置かなければならないとされている。

### 【安全運転管理者の業務】

- 運転者の状況把握
- 異常気象時等の安全確保の措置
- 運転日誌の備え付けと記録
- 安全運転確保のための運行計画の作成
- 運転者の酒気帯びの有無の確認
- 運転者に対する安全運転指導
- 長距離、夜間運転時の交代要員の配置
- 酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存
- 点呼等による過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの有無の確認と必要な指示

## アルコール検知器の普及状況等

- 本年4月にとりまとめた全国の安全運転管理者等に対して実施したアンケート結果では、
  - ・ 約7割が「必要台数の全てを入手済」と回答
- 本年6月、アルコール検知器協議会から以下の内容を確認
  - ・ 半導体不足や物流停滞も改善し、安定したアルコール検知器の生産・供給が可能な状況となっている
  - ・ 準備期間をみても、令和5年12月からのアルコール検知器の使用義務化規定の適用は対応可能
- アルコール検知器の市場における調達が行いうる環境となっているといえる。

## 方 針

- 令和5年12月1日からアルコール検知器の使用義務化規定を施行（6月9日から7月8日までの間パブリックコメントを実施）